

定例庁議次第

令和4年4月26日
役場2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

なし

5. 議案事項

(1) 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分及び吉岡町国民健康保険税の一部改正について（住民課 小林課長）【資料番号1】

(2) 吉岡町介護保険条例の一部改正する条例について（介護福祉課 永井課長）
【資料番号2】

(3) 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて（税務会計課 中澤課長）【資料番号3】

6. その他

7. 閉会

4月26日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（3. 承認）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 住民課・課長 小林 康弘

【件 名】

吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分について

【目 的】

地方税法等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。

【改正内容】

1. 課税額

- (1) 基礎課税額（第2条第2項関係、第23条第1項関係）

課税限度額を63万円から65万円とするもの。

- (2) 後期高齢者支援金等課税額（第2条第3項関係、第23条第1項関係）

課税限度額を19万円から20万円とするもの。

【施行日】

令和4年4月1日

【専決処分日】

令和4年3月31日

【上程予定】

令和4年第3回臨時会

様式第2号（第4条関係）

4月26日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 住民課・課長 小林 康弘

【件 名】

吉岡町国民健康保険税条例の一部改正について

【目 的】

新型コロナウイルス感染の影響により収入減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免期間を延長する改正を行うものです。

【改正内容】

1. 新型コロナウイルス感染の影響により収入減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免期間の延長（附則第14項関係）

令和4年3月31日までとなっている、減免対象の保険税の納期限を令和5年3月31日に延長するもの。

【施行日】

公布の日から施行し、改正後の吉岡町国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

【上程予定】

令和4年第3回臨時会

4月26日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 介護福祉課・課長 永井 勇一郎

【件 名】

吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

【目 的】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免期間の延長及び例規の見直しに伴う字句の整理をするため、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免（附則第7条関係）
令和4年3月31日までとなっている、減免対象の保険料の納期限を令和5年3月31日に延長するもの。
2. 例規の見直しに伴う字句の整理

【施行日】

公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

【上程予定】

令和4年第3回臨時会

4月26日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（3. 承認）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 税務会計課長 中澤 礼子

【件 名】

吉岡町税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【目 的】

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものです。

【改正内容】

1 固定資産税

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講ずるもの。

【施行日】

令和4年4月1日

【専決処分日】

令和4年3月31日

【上程予定】

令和4年第3回臨時会